

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年7月11日（平成28年（行情）諮問第457号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行情）答申第820号）

事件名：特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別表2に掲げる24文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表4に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年2月25日付け特定記号第305号により、特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、これを取り消し、個人名並びに別表2に掲げる文書2の2枚目「申告」欄及び「原処分」欄を除く不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によれば、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

既に他の案件から法人名は明確であり、法人情報に該当するとしても当該法人の利益を害するかどうかで不開示情報を判断すべきところ、法人自身のプレスリリースや報道された事実からは課税処分を受けた法人の課税処分全部又は大部が取り消された事案に係る情報であり、おそれは存在しない。

事実関係の多くは該当法人のプレスリリースにより、衆人の知るところとなっている。事実関係の大枠は修繕関係に係る他企業への費用平準化と会計原則・税法の債務確定主義との関係、船舶管理保全委託会社のサービス提供と受託会社管理の消耗品の棚卸資産・貯蔵品該当性、課税処分の理由付記など基本的・一般的な争点であり、汎用性の高い事例である。このような単純で応用性の高い事例について原処分の考え方とその判断が誤りである理由が公開されないと、同じ課税類型別の課税庁が

同じような恣意的課税処分をしかねない事例である。

本件対象文書の基となる課税処分は訴訟にまで至らなかったため、課税庁の細部の誤りが検証できない。

課税庁自ら事実・会計原則・税法判断の誤りを正してこそ公平な税務行政が行われる。

(2) 意見書 1

本件対象文書について審査請求人は、特定の法人たる特定法人 B に関するものと混同・勘違いしていた。

よって、法人名等の開示請求は取り下げる。

また、諮問庁の理由説明書（下記第 3）には最初に「本件開示請求は、特定税務署長（処分庁）に対して、「特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）76 ページ レコード識別番号「100912959」, 「100912953」に該当する文書全て」の開示を求めるものである。」と記載している。

開示請求においては、複数の文書をまとめて請求する場合には手数料も 300 円の複数倍を支払うこととなり、審査請求の対象となる文書がまとめられることはないと考えている。もしまとめられるのであれば、重複する手数料が還付されるはずであるが還付を受けた記憶はない。レコード識別番号「100912959」, 「100912953」に該当する文書は各別の文書と判断され審査会において二つの文書を統合し審査するとの通知もないことから、どちらか一方だけが本件対象文書と思われる。諮問庁はこの疑問について回答する必要がある。

諮問庁及び審査会は、マスコミ等で広く知られた課税処分に関する異議申立て等に関して各理由は異なるものの、世間に流布された事項に関しては開示し、又は開示すべきとするが、未だ世間に知られていない事項については（法人名が知られているから）かえって法 5 条 2 号イ該当性が高くなるとして事実上法該当法人情報の範囲を拡大させている。

その一方、国税不服審判所の「裁決書」の開示に典型的に見られるように開示請求人から法人名が特定されていない事案に関しては、法人名が特定されていないから法 5 条 2 号イ該当性が低くなると考え事実上法該当法人情報の範囲を縮小させている。

そのような考え方からすれば、本件は法人名が特定されていない事例であるから、法人名が特定されている場合に比べて開示範囲が拡大されているはずであるが実際の開示度は著しく低い。

これは、これまでの類似処分に反するものではないか。

ア 文書 4～6 枚目は審査請求の理由と思われる。全体を不開示としているが、不開示理由に説得力がない。全部の情報が理由番号 1 に該当するはずがない。法人名が特定されていない抽象的な法人情報が

開示されて何故法の規定するおそれが生じるのか説明しなければならない。

イ 答弁書の中身も同様であり、情報の一部に法人名が特定される特殊な情報がある可能性があるとしても、それらを除いて部分開示すれば良い。

ウ 以下、「反論書」、「意見書」、「回答書」、「争点整理票」等のマスク部分についても同様である。

(3) 意見書2

ア 審査請求人は別紙「裁決書」(省略)を大阪国税不服審判所より情報公開により、入手している。本件対象文書が関係する事案と「裁決書」が関係する事案を対照させると以下のようなになる。

(省略)

上記2文書の記載は基本的内容8項目が一致することから同じ事案に係るものであることが明らかである。特に、法人の事業年度は通常1年であるところ、2文書の事案は1年未満でしかも同一の期間であることは、偶然の一致とはいえないことを示す。

裁決書の開示内容は、7頁から11頁にかけて「争点整理票」の概要を開示していること、22頁(ハ)原処分庁の主張について、から24頁にかけて原処分庁の主張の要旨が記載されている。さらに上記2文書の事案は原処分の全部取消しされた事案である。

諮問庁は、諮問庁傘下の行政機関が取り消した案件の概要の公開を渋っているとしか考えられない。

同じ、国税庁傘下の組織であって公開内容の質に差をつけることは、違法・不当性の臭いがする。

以上のような諸状況を鑑みると、諮問庁の「補充理由説明書」2法5条6号イ該当性についての主張は、理由がなくためにする主張にすぎない。

すべからず、別紙「裁決書」の開示状況に準じて不開示処分を取り消し開示されるべきである。

イ 本件対象文書に係る諮問庁の処分は、異常な処分といえ、その目的は二つの文書のうち一つについて異常な開示状況をすることによって、他のもう一つの文書を文書不存在の処分をすることなく、いわばなし崩し的に無きものとする目眩ましの手段と考えられる。

審査請求人は第一意見書において以下のような記載をしている。

(省略)

審査請求人は一部開示された以外の文書の開示を強く求めるものである。

もともと、最近の一連の特定税務署に対する開示請求は審査請求人

が行政文書ファイル名で開示請求したことに対して、原処分庁が当該ファイルは複数の文書に枝分かれしているとして枝分かれした識別番号を教示したので、その識別番号にて開示請求したものである。原処分庁は、開示決定に時間がかかるとして当初個別の開示を求めたが今回審査請求人は識別番号としては複数の開示を請求した。

その理由は以下のとおりである。

- (ア) それまでに開示されたものは、審査請求後も不開示部分について個別具体的に詳細な不開示理由が記載されていない。開示決定に時間がかかるといふのは理由がない。
 - (イ) 複雑な文書でないにもかかわらず開示延長がされたこともあった。このまま個別請求すれば、原処分庁より時間の経過により場合によっては文書の物理的不存在を主張される恐れがある。
- 今回の不開示決定のない実質不開示は、審査請求人の危愆が当たっていることを示すものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、「特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）76ページ レコード識別番号「100912959」, 「100912953」に該当する文書全て」の開示を求めるものである。

処分庁は、平成21年9月9日に国税不服審判所長に提出された審査請求書の副本及び関係書類（別表1に掲げる35文書を指す。以下、併せて「本件文書」という。）を特定し、平成28年2月25日付け特定記号第305号により、その一部が法5条1号, 2号イ, 5号及び6号柱書きに該当するとして一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書のうち、「個人名及び行政文書開示決定明細書（付表）02「2枚目申告・原処分欄」を除く部分の開示を求める」としていることから、以下、原処分で不開示とした部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象文書は、特定法人A（以下「国税関係審査請求人」という。）に対して行われた特定税務署長（処分庁）による法人税の更正処分等に対する審査請求（以下「国税関係審査請求」という。）に関する文書であり、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、その不開示情報該当性について検討する。

ア 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別する

ことができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分で不開示とした部分には、国税関係審査請求人の代表者、代理人及び第三者に係る住所・氏名等、個人に関する情報が記載されている。これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分で不開示とした部分には、国税関係審査請求人及び第三者である法人に関する情報が具体的に記載されている。これらの情報は、法人に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められることから、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 法5条5号該当性

法5条5号は、国の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分で不開示とした部分には、国税関係審査請求に関する事案の概況、調査・審理の経過及び審理の検討状況が詳細に記載されている。

当該部分には、国税関係審査請求がされてから国税不服審判所長が裁決をするまでの間に、国税不服審判所長が指定した担当審判官（以下「担当審判官」という。）が自ら行った調査（以下「審判所調査」という。）や審査請求人及び処分庁双方の主張の内容が記載されており、当該部分は、国税不服審判所長が裁決に至る前の審理においては、検討段階の不確定な内容のものであると認められる。

これを公にすると、裁決に至る前の検討内容などが後日開示された場合の影響を憂慮するあまり、担当審判官が率直な意見を述べることをちゅうちょするおそれや、途中段階の検討内容をめぐって不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれなど、今後の審判所における

審議の検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条5号の不開示情報に該当すると認められる。

エ 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

原処分で不開示とした部分には、国税関係審査請求人及び第三者の取引内容等の具体的な調査内容が記載されている。これらの情報は、税務調査又は国税関係審査請求の手続において当該職員の守秘義務を前提に納税者等の協力に基づいて得られた情報であり、これを公にすることにより税務行政に対する信用を損ない、今後、税務調査又は国税不服審判所が行う審査請求手続について納税者等の協力が得られなくなるなど、当庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、原処分で不開示とした部分には、審判所調査の内容が記載されている。これを公にすることにより、審判所調査の手の内等が明らかになり、その結果、今後、審判所調査への対応策を講じたり、不正手口の巧妙化を図るなど、審判所調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、原処分で不開示とした部分は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 結論

以上のことから、原処分において本件対象文書のうち不開示とした部分は、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 法5条1号該当性について

ア 法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、不開示情報としている。

イ 別表3の1に掲げる文書には、国税関係審査請求人の名称、所在地、業種、整理番号等に関する情報が記載されており、当該情報は、他の情報と照合することにより国税関係審査請求人の代表者である特定の

個人を識別することができるものである。

したがって、当該情報は、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

(2) 法5条6号イ該当性について

ア 法5条6号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

イ 別表3の2に掲げる文書には、本件国税関係審査請求に関し、処分庁が国税不服審判所に送付した答弁書、意見書、回答書等が含まれており、処分庁が国税関係審査請求人の主張に対して、どのような検討を行い、どのような反論等の主張等を行ったかという情報が詳細に記載されている。

当該情報は、国税関係審査請求人の主張に対して、処分庁がどのような答弁・反論を行ったか等、専ら国税当局における課税処分に対する審査請求に係る情報であって、当該部分が開示された場合、国税当局の思考過程の一部が明らかとなり、一部の納税者においては不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、法5条6号イの不開示情報に該当すると認められる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|--------------------|
| ① | 平成28年7月11日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月26日 | 審議 |
| ④ | 同年8月8日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 平成29年2月8日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月2日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月16日 | 審査請求人から意見書2及び資料を收受 |
| ⑧ | 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）76ページ レコード識別番号「100912959」、 「100912953」に該当する文書全て」の開示を求めるもの

であるところ、処分庁は、当該レコード識別番号「100912959」に該当する35文書（本件文書）のうち、別表2に掲げる24文書（本件対象文書）を除く各文書についてはその全部を開示とし、本件対象文書については、その一部が法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きの不開示情報に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、個人名並びに文書2（別表1及び2の「文書番号」欄「文書2」の文書を指す。以下、他の文書についても同様。）の2枚目の「申告」欄及び「原処分」欄を除く不開示部分の開示を求めており、意見書において、法人名の開示も求めない旨を明示している。

また、審査請求人は、本件文書がレコード識別番号「100912959」、「100912953」のどちらに該当するものかを回答すべきであるとも主張している。

これに対し、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、審査請求人が開示すべきとする部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性等について検討する。

2 本件文書等について

(1) 原処分に係る開示決定通知書には、本件文書がレコード識別番号「100912959」に該当する文書である旨の記載がないことから、当審査会事務局職員をして確認させたところ、諮問庁は、次のとおり、本件文書がレコード識別番号「100912959」に該当するものである旨説明する。

① レコード識別番号「100912959」に該当する行政文書（本件文書）については、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとし、同規定を適用する旨の通知書（開示決定等の期限の特例規定の適用について）の「開示請求のあった行政文書の名称」欄に「特定税務署が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）76ページ レコード識別番号「100912959」に該当する文書全て」と明記した上で、その一部について平成28年1月18日までに、残りの部分について同年2月29日までにそれぞれ開示決定等をする旨を通知し、同年1月13日付け及び同年2月25日付けで開示決定等を行った。

なお、本件審査請求は、そのうち平成28年2月25日付けの一部開示決定に対するものである。

② レコード識別番号「100912953」に該当する行政文書についても、法11条の規定を適用することとし、上記①と同様に、同規定を適用する旨の通知書にレコード識別番号「100912953」に該当する文書を対象とする旨を明記した上で、その一部について平

成28年1月18日までに、残りの部分について同年5月31日までに開示決定等をする旨を通知し、同年1月13日付け及び同年5月30日付けで開示決定等を行った。

- ③ 特定税務署の行政文書ファイル管理簿のレコード識別番号「100912959」に係る「作成（取得）時期」欄には、2009年9月9日と記載されているところ、本件文書の作成（取得）時期は、本件国税関係審査請求の審査請求書（文書1の2枚目）が大阪国税不服審判所に提出された日である平成21年9月9日であり、レコード識別番号「100912959」に係る「作成（取得）時期」欄の記載日付と一致している。

- (2) そこで、当審査会において、諮問庁から特定税務署の行政文書ファイル管理簿の写し等の提出を受けて確認したところ、それらの記載内容は、上記の諮問庁の説明のとおりであり、本件対象文書を見分したところ、審査請求書（文書1の2枚目）には平成21年9月9日の收受印があることが認められ、法11条の規定を適用する旨の通知書の記載及び開示決定日を併せ考えれば、本件文書はレコード識別番号「100912959」に係るものと認められる。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 文書1，文書11，文書15，文書18及び文書25について

本件不開示部分のうち、これらの文書には、①国税関係審査請求人の住所・所在地及び代表者の役職・住所，②国税関係審査請求人の代理人の住所・所在地等並びに③国税関係審査請求の理由及び反論等の情報が記載されていることが認められる。

ア 国税関係審査請求人の住所・所在地及び代表者の役職・住所について

- (ア) 国税関係審査請求人の住所・所在地及び代表者の役職は、他の情報と照合することにより国税関係審査請求人の代表者である特定の個人を識別することができることとなるものであり、国税関係審査請求人の代表者の住所は、特定の個人を識別することができるものであることから、いずれも法5条1号本文前段の個人に関する情報と認められる。

- (イ) また、これらの情報が法5条1号ただし書イ，ロ及びハに該当すると認めるべき事情は存しない。

- (ウ) 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、国税関係審査請求人の代表者の住所は、個人識別部分に該当するため、同項の部分開示の余地はなく、また、国税関係審査請求人の住所・所在地及び代表者の役職は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであり、国税当局から

更正処分を受けた法人の代表者である事実を知られることによって、当該個人の権利利益が害されるおそれがないとは認められないから、同項による部分開示をすることはできない。

(エ) したがって、これらの情報は、法5条1号に該当するため、同条2号イ、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 国税関係審査請求人の代理人の住所・所在地等について

国税関係審査請求人の代理人の住所・所在地等については、これを公にした場合、当該代理人が特定され、通常公にされない当該代理人の事業に関する情報が明らかとなり、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、法5条2号イに該当するため、同条1号、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 国税関係審査請求の理由及び反論等について

(ア) 国税関係審査請求の理由及び反論等が記載された部分は、国税関係審査請求人の取引内容等の情報、それに対して国税当局が行った課税処分内容及び国税関係審査請求人が当該課税処分の取消しを求める理由等が具体的かつ詳細に記載されていることが認められる。

(イ) 別表4の番号1に掲げる部分について

当該部分は、原処分において、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとされた部分である。

しかしながら、当該部分は、一般的な内容が記載されている部分であり、個人に関する情報とは認められず、また、これを公にしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、今後の審判所における審議の検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれ及び国税庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、法5条1号、2号イ、5号及び6号柱書きのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

(ウ) その余の部分について

別表4の番号1に掲げる部分以外の部分は、国税関係審査請求人の取引内容等や国税当局が行った課税処分内容及び国税関係審査請求人の取引の相手方である法人等の取引内容や税務状況等が具体的に記載されており、これを公にした場合、国税関係審査請求人の取引の相手方である法人等の取引内容や税務状況等が明らかとなるおそれがあることから、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は法5条2号イに該当するため、同条1号、5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書2及び文書35について

本件不開示部分のうち、これらの文書には、国税関係審査請求人の住所・所在地、業種及び整理番号等に関する情報が記載されていることが認められる。

これらの情報は、上記(1)アと同様の理由から、法5条1号に該当するため、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 文書5、文書12、文書14、文書16、文書19、文書23、文書26及び文書32について

これらの文書は、本件国税関係審査請求に関し、処分庁が国税不服審判所に送付した答弁書、意見書及び送付書等であり、国税関係審査請求人の主張に対して、国税当局が、どのような検討を行い、どのような反論等の主張等を行ったかという情報が詳細に記載されているものと認められる。

ア 別表4の番号2ないし番号8に掲げる部分について

別表4の番号2ないし番号8に掲げる部分は、原処分において、法5条2号イ、5号及び6号柱書きに該当するとされた部分である。

しかしながら、当該部分は一般的な内容が記載されている部分であり、これを公にしても、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ、今後の審判所における審議の検討に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれ、国税庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ及び国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあるとは認められず、法5条2号イ、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

イ その余の部分について

その余の部分には、国税関係審査請求人の主張に対して、処分庁がどのような答弁・反論を行ったか等、専ら国税当局における課税処分に対する審査請求に係る情報であって、当該部分が開示された場合、国税当局の着眼点や思考過程の一部が明らかとなり、一部の納税者においては不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当するため、同条1

号， 2号イ， 5号及び6号柱書きについて判断するまでもなく， 不開示とすることが妥当である。

(4) 文書4， 文書7， 文書8， 文書14， 文書22， 文書28， 文書29， 文書31及び文書34について

本件不開示部分のうち， これらの文書には， ①国税関係審査請求人の住所・所在地及び代表者の役職並びに②国税不服審判所から特定税務署長に対して回答を求めた質疑事項や提出を求めた資料等の情報が記載されていることが認められる。

ア 上記①の部分について

国税関係審査請求人の住所・所在地及び代表者の役職は， 上記(1)アと同様の理由から， 法5条1号に該当するため， 同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく， 不開示とすることが妥当である。

イ 上記②の部分について

上記②の部分は， 国税不服審判所が特定税務署長に対して回答を求めた質疑事項等が記載されており， これを公にした場合， 国税不服審判所が行っている調査事項や調査の展開方法など， 審判所の調査の手の内を明らかにすることになり， その結果， 今後， 同種の審判所の調査への対応策を講じたり， 不正手口の巧妙化を図るなど， 国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって， 当該部分は， 法5条6号柱書きに該当するため， 同条1号， 2号イ及び5号について判断するまでもなく， 不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は， 当審査会の上記の判断を左右するものではない。

5 付言

原処分については， 開示決定通知書における記載からは本件開示請求と本件対象文書との対応関係が不明確である。この点については， 上記2で述べたとおり， 他の通知書の記載等から， 開示請求と本件対象文書との関係は明らかであると解されるから， 取消しを要するほどの不備があるとはいえないが， 開示決定通知書の記載としては不適切なものといわざるを得ない。

したがって， 処分庁においては， 今後， 開示決定通知書の記載が不明確であるとの指摘を受けることのないよう， 適切な対応が望まれる。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから， 本件対象文書につき， その一部を法5条1号， 2号イ，

5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表4に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、別表4に掲げる部分は、同条1号、2号イ、5号並びに6号柱書き及びイのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別表1 本件文書

文書番号	文書名
文書1	審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について
文書2	原処分関係処理等経過表（賦課関係事件用）
文書3	送付文書
文書4	答弁書等の提出について
文書5	答弁書
文書6	不服申立関係書類の送付書
文書7	担当審判官指定の通知について
文書8	帳簿書類等預り証
文書9	不服申立関係書類の送付書
文書10	不服申立関係書類の送付書
文書11	反論書等の送付及び意見書の提出について
文書12	意見書
文書13	不服申立関係書類の送付書
文書14	送付文書
文書15	反論書等の送付及び意見書の提出について
文書16	意見書
文書17	不服申立関係書類の送付書
文書18	反論書等の送付及び意見書の提出について
文書19	意見書
文書20	不服申立関係書類の送付書
文書21	来所のお願い
文書22	回答書の提出について
文書23	回答書
文書24	不服申立関係書類の送付書
文書25	反論書等の送付及び意見書の提出について
文書26	意見書
文書27	不服申立関係書類の送付書
文書28	争点整理表の送付について
文書29	争点整理表
文書30	不服申立関係書類の送付書
文書31	回答書の提出について
文書32	回答書
文書33	不服申立関係書類の送付書

文書 3 4	担当審判官変更の通知について
文書 3 5	不服申立て等処理済連絡せん

別表２ 本件対象文書

文書番号	文書名
文書 1	審査請求書副本の送付及び原処分関係処理等経過表等の提出について
文書 2	原処分関係処理等経過表（賦課関係事件用）
文書 4	答弁書等の提出について
文書 5	答弁書
文書 7	担当審判官指定の通知について
文書 8	帳簿書類等預り証
文書 1 1	反論書等の送付及び意見書の提出について
文書 1 2	意見書
文書 1 4	送付文書
文書 1 5	反論書等の送付及び意見書の提出について
文書 1 6	意見書
文書 1 8	反論書等の送付及び意見書の提出について
文書 1 9	意見書
文書 2 1	来所のお願い
文書 2 2	回答書の提出について
文書 2 3	回答書
文書 2 5	反論書等の送付及び意見書の提出について
文書 2 6	意見書
文書 2 8	争点整理表の送付について
文書 2 9	争点整理表
文書 3 1	回答書の提出について
文書 3 2	回答書
文書 3 4	担当審判官変更の通知について
文書 3 5	不服申立て等処理済連絡せん

別表 3（補充理由説明書の別表）

1

No.	行政文書の名称
02	原処分関係処理等経過表（賦課関係事件用）
04	答弁書等の提出について
07	担当審判官指定の通知について
08	帳簿書類等預り証
22	回答書の提出について
28	争点整理表の送付について
29	争点整理表
31	回答書の提出について
34	担当審判官変更の通知について
35	不服申立て等処理済連絡せん

2

No.	行政文書の名称
05	答弁書
12	意見書
14	送付文書
16	意見書
19	意見書
23	回答書
26	意見書
32	回答書

（注）上記 1 及び 2 の「No.」欄及び「行政文書の名称」欄の記載は、原処分の別紙「行政文書開示決定明細書（付表）」による。

別表 4（開示すべき部分）

番号	原処分 のNo.	枚目	開示すべき部分
1	01	3枚目	「⑫審査請求の理由」欄
2	05	1枚目	「3 請求の理由に対する答弁（原処分庁の主張）」の直下の行
3	12	1枚目	「3 原処分庁の主張」の直下の行
4	16	1枚目	「3 原処分庁の主張」の直下の行
5	19	1枚目	「3 原処分庁の主張」の直下の行
6	23	1枚目	「3 原処分庁の主張」の直下の行
7	26	1枚目	「3 原処分庁の主張」の直下の行
8	32	1枚目	「3 原処分庁の主張」の直下の行